

公益社団法人安城市シルバー人材センター総合ポイント制度要領

(事業名称・目的)

第1条 この事業の名称は、「シルバー人材センター総合ポイント制度」(以下「総合ポイント制度」という。)とする。

- 2 会員の福利厚生を図ること、会員の積極的事業参加、就業意識の向上を促進すること及び会員互助会事業の魅力を高めることを目的に定める。

(制度内容)

第2条 総合ポイント制度は、シルバー人材センターの開催する事業において、特別な役割を担う会員や事業に対して積極的な活動・行動に応じてポイントを付与し、その功績を与える制度である。

- 2 制度は登録される会員すべてを対象とする。
- 3 年間ポイントが10点(～14点)、15点(～19点)、20点(20点～)となった者には、それぞれ500円、1,000円、1,500円相当の品物等を交換する。
- 4 会員証をチェックし、事業開催毎に参加の証としてポイントを付与する。
- 5 会員証を汚損、紛失した場合における再発行は可能であり、付与されたポイントについても消失しない。ただし、本人の届け出が必要である。

(期間)

第3条 年間ポイントの累積は、シルバー人材センターの事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- 2 前項の累積した年間ポイントの品物等への交換期間は、次年度4月1日から6月30日までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず年度の中途に退会する場合は、退会日の翌日から起算して3月以内に、年間ポイントを品物等に交換することができる。

(利用方法)

第4条 総合ポイント制度実施に伴う得点は事務局が配布する会員証を利用し、その管理は各会員及び事務局が行うこととする。

- 2 対象事業に伴う新規会員の紹介については「会員紹介カード」を利用し、事務局に届けることとする。

また、新規事業紹介については、その都度「お仕事紹介カード」を事務局へ届けることとする。

(換算方法)

第5条 総合ポイント制度の換算方法は換算表のとおりとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務委員会が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。ただし、換算表第10項の規定は、令和4年9月1日以降に発生した事故について適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月16日から適用する。

《換算表》

	ポイント対象事業	内容	点数
1	定時総会出席	年に1回開催されるセンター総会に出席すると獲得できます。また、当日が就業日となる会員の方についても出席とみなします。ただし、委任状や議決権行使書による参加は対象となりません。	3点
2	ボランティア参加 (総務委員会主催)	ボランティア活動に参加すると獲得できます。	2点
3	研修会参加(事務局、委員会、部会主催)	研修会に参加すると獲得できます。	1点
4	研修において、会員以外の友人等を誘って参加	会員以外の友人を誘って研修会に参加した場合、獲得できます。	1点
5-1	新規会員の紹介	会員紹介カードをセンターに提出すると獲得できます。会員の紹介は何度でも行えます。	2点
5-2		紹介会員が入会すると獲得できます。会員の紹介は何度でも行えます。	3点
6-1	新規受注の紹介	お仕事紹介カードをセンターに提出すると獲得できます。紹介は何度でも行えます。	2点
6-2		紹介受注が完了すると獲得できます。紹介は何度でも行えます。	3点
7	リーダー職	リーダー職就任1年につき獲得できます。会員数5人以下1点、6～10人は2点、11～15人は3点、16～20人は4点、20人以上5点です。	1～5点
8	安全標語応募	安全標語を2点まで提出すると獲得できます。	1点
9	シルバーあんじょう 寄稿	文章を提出すると獲得できます。	1点
10	互助会事業参加	互助会事業に参加すると獲得できます。	1点
11	健康診査等の受診	健康診査結果通知書等を提示したら獲得できます。	1点
12	事故(就業中、途上)	傷害、損害事故を起こした場合、減点となります。	-5点
13	その他	総務委員会で認められた事業に参加当すると獲得できます。	1～3点

◇会員紹介カード

(裏)



入会説明会



日時 毎月第2水曜日（午前10時から）
場所 原則 総合福祉センター 会議室

持ち物：筆記用具

条件

- ① 60歳以上の方
- ② 安城市内居住の方
- ③ 健康で働く意欲のある方
- ④ 生きがいの充実や社会参加等を希望する方

年会費 3,000円（会費：2,000円／互助会費：1,000円）
（1～3月入会 会費：500円／互助会費：0円）

公益社団法人 安城市シルバー人材センター
安城市赤松町大北78番地1 ☎0566-76-1415

(表)

会員紹介カード

※入会説明会で職員へ渡してください。
▶▶新規ご入会にご興味ある方◀◀

お名前	
ご住所 〒	—
電話番号	

▶▶ご紹介していただいた方（シルバー会員）◀◀

お名前	会員No.
①入会説明会	②入会

公益社団法人 安城市シルバー人材センター

◇お仕事紹介カード

お 仕 事 紹 介 カ ー ド											
(提出日) 令和 年 月 日											
会員氏名			会員No.								
1	仕事の内容										
2	依頼者情報	依頼者名									
		住 所									
		連絡先									
3	ご要望等										
<table border="1"> <tr> <th>受付日</th> <th>受注番号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">確 認</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				受付日	受注番号			確 認			
受付日	受注番号										
確 認											

◇ＱＵＯカードの使い方

第２条 第３項における交換する品物として、ＱＵＯカード（商品券）を配布しています。ＱＵＯカードの使い方、使えるお店を以下に掲載します。

（使い方）

お会計の際に、レジに出していただくだけで簡単に使えます。

※残高が０になるまで、何度でも利用可能。残高はレシートでご確認いただけます。

※現金を追加してのご利用や、複数枚でのお支払いも可能です。

外部リンク：[ＱＵＯカードの使い方 | 【公式】](#)

（使えるお店）※市内にある店舗を抜粋

コンビニエンスストア

- ・セブンイレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・デイリーヤマザキ

ドラッグストア

- ・マツモトキヨシ

レジャー・サービス

- ・エネオス
- ・ＪＡ－ＳＳ

外部リンク：[ＱＵＯカードが使えるお店 | 【公式】](#)